

住民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策支援給付金申請書（請求書）

鶴岡市長 様

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しました。全ての内容に誓約・同意の上申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

フリガナ 氏 名	性別	生年月日	現住所・連絡先
	男・女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
振込口座(この欄に記載がない場合下欄に記入してください。)			

2. 申請者が属する世帯の状況

※令和6年12月13日時点の構成員(家族等)について記載します。(同日以降に生まれた新生児も記載します。)
※扶養の状況には、令和6年1月1日時点で市外にお住まいの親族等(家族等)から扶養されている場合、市外にお住まいの方の氏名・生年月日・住所を記入します。

フリガナ 氏 名	性別	生年月日	続柄	住所 (1の現住所と異なる場合)	異なる場合の各住所	令和6年度住民税 の課税状況	扶養の状況 (氏名・生年月日・住所)
(申請者本人)			本人	☐ R6.1.1 時点と異なる ☐ R6.12.13 時点と異なる ☐ 施設入所児童		☐ 所得割課税 ☐ 均等割課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 不明	
	男・女			☐ R6.1.1 時点と異なる ☐ R6.12.13 時点と異なる ☐ 施設入所児童		☐ 所得割課税 ☐ 均等割課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 不明	
	男・女			☐ R6.1.1 時点と異なる ☐ R6.12.13 時点と異なる ☐ 施設入所児童		☐ 所得割課税 ☐ 均等割課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 不明	
	男・女			☐ R6.1.1 時点と異なる ☐ R6.12.13 時点と異なる ☐ 施設入所児童		☐ 所得割課税 ☐ 均等割課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 不明	
	男・女			☐ R6.1.1 時点と異なる ☐ R6.12.13 時点と異なる ☐ 施設入所児童		☐ 所得割課税 ☐ 均等割課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 不明	

3. 振込口座(原則 申請・請求者の口座) ※通帳又はキャッシュカードの写しなどを添付してください。

金融機関名		支店名		分類	口座番号	口座名義人(カナ)
	1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連		本・支店(所) 出張所	1 普通		
金融コード		支店コード		2 当座		
ゆうちょ銀行		記号 (6桁目がある場合※に記入)			通帳番号	口座名義人(カナ)
ゆうちょ銀行の場合は、貯金通帳又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。		1	※		1	

※裏面を必ずご確認ください

【代理で申請・受給を行う場合】

下欄に記入の上、代理人の確認書類と本人(世帯主)の確認書類を添付してください。
(ただし、法定代理の場合は、法定代理人の本人確認書類、法定代理人であることを証する書類を添付してください。)

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			明・大・昭・平・令 年 月 日	〒 日中に連絡可能な電話番号 ()
	上記の者を代理人と認め、 給付金の { 申請・請求 受給 申請・請求及び受給 } を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名

【誓約・同意事項】 ※必ずご確認ください。

- 以下において、住民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策支援給付金を「給付金」と、住民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策支援給付金申請書(請求書)を「申請書」といいます。
- ① 給付金の支給対象となる、以下の要件を全て満たしています。
 - ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税または均等割のみの課税である。
 - イ 世帯の全員が、令和6年度住民税所得割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
 - ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
 - エ 住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金の対象世帯ではない。
 - ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - ③ 既に他の自治体が実施する同様の給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
 - ④ 給付金の支給要件の審査等をするため、住民基本台帳情報、税情報の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政・関係機関に求め、提供されることに同意します。
 - ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - ⑥ この申請書は、鶴岡市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
 - ⑦ 申請期限(令和7年5月31日消印有効)までに申請しなかった場合は、給付金の受給を辞退したものとみなすことに同意します。
 - ⑧ 申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年5月31日までに、鶴岡市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
 - ⑨ 給付金の支給後、申請書への記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- (1) 住民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策支援給付金申請書(請求書)(本書)
 - (2) 世帯員の令和6年1月1日時点の住所が鶴岡市外の場合
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和6年度住民税の『非課税証明書』又は『納税通知書』若しくは『課税証明書』の写し(コピー) 該当者全員分
※ただし、2009年(平成21年)4月2日以降に生まれた方で、かつ収入がない場合は添付不要です。
 - (3) 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(変更する場合や口座が登録されていない場合)
受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- 【代理人が申請する場合は以下の資料も提出します。】
- (4) 『本人と代理人、双方の確認書類の写し(コピー)』
確認書類の例
公的機関が発行する写真付証明書(マイナンバーカード(個人番号カード)、住基カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート)、健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、各種免許証など
※ただし、法定代理の場合は、法定代理人の本人確認書類、法定代理人であることを証する書類を添付してください。